

レポート NO. 25-6-2

—経営にお役に立つ各種情報を“ウィークリー”で配信しています—

経営情報サービス

今週のテーマ 「新しい在留管理制度のポイント」

【要 旨】

昭和26年制定の「出入国管理及び難民認定法」（以下入管法）以来行われていた入管法及び外国人登録法（以下外登法）による二元管理による在留管理制度を変更する入管法の大改正が平成24年7月9日に施行されました。

制度改正のポイントは、①「在留カード」の交付、②各種届出・申請、③在留期間の伸長、④再入国許可制度の変更、⑤外国人登録制度の廃止です。

外国人登録制度の廃止に伴い外国人登録証がなくなり、「中長期在留者」を対象に「在留カード」を交付することになりました。法務大臣が、わが国に在留する外国人の在留審査に必要な情報を一元的に、正確かつ継続的に把握することにより、不法就労、資格外活動、偽装結婚などに対処することを目指した新たな在留管理制度が実施されました。

<目次>

I. 新たな在留管理制度の背景及び概要	1
II. 在留カードの交付	2
III. 各種届出・申請	4
IV. 在留期間の伸長	5
V. 再入国許可制度の変更	5
VI. 外国人登録制度の廃止	5
VII. 情報の正確性を担保するための制度	6
VIII. 特別永住者制度の見直し	7
IX. 経過措置	7
別表（在留資格と期間）	8
別表（在留カード見本）	9

リそな総合研究所 会員・研修事業部相談室
顧問相談員 行政書士 能登八郎
TEL03-5653-3950 FAX03-3699-6592

はじめに

平成 21 年 7 月 8 日に入管法及び「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」の一部を改正する法律が成立しました。平成 24 年 7 月 9 日に施行され、①「在留カード」の交付、②各種届出・申請、③在留期間の伸長、④再入国許可制度の変更、⑤外国人登録制度の廃止、が実施されました。

「在留カード」制度の導入により、正確な情報を担保するために在留カード保持者の変更事項に対する届出や申請を罰則を以って義務づけるとともに、雇用する側にも変更事項について届け出ることの努力を要請し、相互の情報を突き合わせ、分析することになりました。これにより法務大臣はリアルタイムに保持する外国人の情報を把握し、管理できるようになったのです。

外国人を雇用する側も、在留カードの提示を受けることで個人情報、在留資格、就労の可否等を確認できるようになった一方で在留資格を確認しないまま在留資格に相応しくない職務に従事させた場合には不法就労助長罪が適用されるようになりました（入管法第 73 条の 2②）。

本稿においては①～⑤に併せ、新しい在留管理制度を担保するための制度と特別永住者制度に関して変更になった点について触れています。外国人を雇用する企業の皆様の理解に資すればと思います。

I. 新たな在留管理制度の背景及び概要

1. これまでの外国人の在留管理制度

これまでの外国人の在留管理制度は、入管法と外登法による二元管理が行われておりました。外国人が日本に入国した時点では入管法により在留資格、在留期間が決定されますが、在留期間中の住居、職業の変更等は外国人登録制度を通じて市区町村に届出ることになっておりました。終戦後から続いた外国人に対する外国人登録は外登法に基づき市区町村が実施し、外国人の身分関係、住居関係の情報を登録し、登録事項を法務大臣に報告するシステムとなっていたのです。

法務大臣は外国人の更新申請や変更申請の際に転居や転職を把握するという点の管理がなされておりました。

日本人には住民基本台帳制度がありますが、外国人には台帳制度はなかったため、例えば外国人が A 市から B 市に転居した場合には外国人登録原票を A 市から B 市に郵送することになっておりました。また、市区町村は行政サービスを外国人登録の情報により提供しておりましたが、外国人の動向を即座に把握

することは困難であり、外国人の増加、構成の多様化、不法残留者の存在等、安定した生活基盤のない外国人が転職、転居を繰り返すケースが増加して十分対応できませんでした。外国人登録情報について、法務大臣に調査権限がなく、在留期間中の事情変更についても法務大臣に届出の義務がないため、外登法上の申請義務違反が入管法上の処分と結びついていないこと、また、不法滞在者に外国人登録証が交付されるなど制度上の問題がありました。このように外国人登録上の情報と実態が乖離し、外国人の居住状況が正確に把握されないため、国民健康保険証の未回収、児童手当の過払、不就学問題の対策、不法滞在者、不法就学者の対策等が不十分で、適切な行政サービスの提供に結びついておりませんでした。

新しい在留管理制度では入国時は勿論、これまで外国人登録制度を通じて間接的に把握していた情報を法務大臣が継続して情報を把握できるようにし、リアルタイムに外国人の動向を把握する線の管理を行うことができるようになりました。

2. 新制度の対象者となる「中長期在留者」

新制度の対象者となる「中長期在留者」と呼ばれる外国人は以下の(1)～(6)のいずれにも当てはまらない外国人です。

- (1)「3月」以下の在留資格を有する外国人
- (2)「短期滞在」の在留資格を有する外国人
- (3)「外交」または「公用」の在留資格を有する外国人
- (4)①から③の外国人に準じるものとして法務省令で決める外国人
- (5)特別永住者
- (6)在留資格を有しない外国人

日本で短期間の就労を予定して入国して「3月」の在留期間を与えられた外国人、旅行者のように15日から最大90日の短期の在留期間を与えられた外国人、外交官、戦後在日韓国人等の特別永住者、在留資格のない外国人は新制度の対象者となりません。対象となるのは日本人と結婚している外国人、日系人、3月以上の在留期間を有する就労資格を与えられている外国人、技能実習生、留学生、永住者、定住者等であり、これらの外国人を「中長期在留者」と呼びます。

Ⅱ. 在留カードの交付

1. 在留カード

中長期在留者には、これまでの外国人登録証にかわり、「在留カード」が発行され、交付されます（別紙参照）。

在留カードの法的性格は、法務大臣が許可に伴って交付する文書であり、記載事項等の内容で在留している中長期在留者であることを証明する証明書で、

許可の要式行為として許可証の性格を有するものです。

在留カードには、表面に①番号②氏名③生年月日④性別⑤国籍・地域⑥住居地⑦在留資格⑧就労制限の有無⑨在留期間（満了日）⑩許可の種類⑪許可の年月日⑫写真⑬カードの有効期限が記載され、裏面に①住居地記載欄、届出年月日、記載者印鑑②資格外活動許可欄③在留期間更新等許可申請欄が記載されております。

在留カードには有効期限があり（１）永住者で 16 才以上の方は交付の日から 7 年間、16 才未満の方は 16 才の誕生日まで、（２）永住者以外で 16 才以上の方は、在留期間の満了日まで、16 才未満の方は、在留期間の満了日または 16 才の誕生日のいずれか早い日までとなっております。

2. 「住居地」について

これまでの外登法に基づく住居については居住地となっておりました。「居住地」とは、住居とは認められない場所、例えば公園や道路でもその人がいる所が居住地として登録することができました。在留カードにおいては、「住居地」を記載することになりました。「住居地」とは、日本国内において本格的に住んでいる所の意味で、これは外国人も住民基本台帳の対象となったことと整合し、日本の主たる住居の所在地を表すことになりました。具体的には、90 日以上居住することが明らかな所在地を意味します。例えば、以前はホテルや旅館についても滞在期間の長短を問わず居住地として登録できましたが、在留カードの「住居地」の観点からは 90 日以上滞在を予定していることが求められます。

3. 氏名表記について

氏名は原則としてローマ字表記となります。届出により氏名に漢字を使用することができ、併記することもできます。ローマ字が不明の場合には漢字等、氏名のみの表記もできることになっております。但し、漢字表記については、告示で定められた漢字の範囲、用法などに基づくものと限定されており、簡体字でなく「正字」が使用されることになっております。外国人登録証の時は通称名を記載することができましたが、在留カードには通称名は記載されません。但し、住民基本台帳による住民票には通称名の記載は可能となっております。

4. 在留カードの交付時期

（１）新規上陸の場合

在留資格認定証明書を交付され、査証をとって新たに日本国に入国し、中長期在留者として入国の審査を受け、上陸の許可を受けた外国人に対しては、上陸許可を受けた出入国港において在留カードを交付します。現在、成田国際空港、羽田国際空港、中部国際空港、関西国際空港の 4 大国際空港では、パスポートに上陸許可の証印が押されるとともに在留カードが交付されます。住居地が定まった場合に市区町村に住居地を届出ると在留カードの裏面に住居地を記載して貰えます。それ以外の出入国港においては、パスポートに上陸許可の証印と、「在留カード後日交付」の証印が押されます。この場合は、市区町村の窓

口で住居地の届出をすることにより、後日入国管理局から住居地に在留カードが郵送されることになっております。

(2) 在留許可に伴う在留カードの交付

在留期間更新許可、在留資格変更許可、永住許可、在留資格取得許可がなされた場合は、地方入国管理官署で新しい在留カードが交付されます。

(3) その他

住居地以外の記載事項の変更届出、紛失などによる再交付申請の場合は、地方入国管理官署で新しい在留カードが交付されます。

Ⅲ. 各種届出・申請

新しい在留管理制度における各種届出・申請の内容と期間、管轄、怠った場合の罰則については以下の通りです。

1. 在留カードの（変更）届出

(1) 市区町村での手続は住居地の（変更）届出のみになりました。

①新たに来日した場合

住居地を定めた日から 14 日以内に住居地を届出ることが求められます。

怠った場合の罰則は 20 万円以下の罰金が科されます。

②引っ越しをした場合

変更後の居住地に移転した日から 14 日以内に住居地の届出ることが求められます。怠った場合の罰則は 20 万円以下の罰金が科されます。

なお、外国人住民も住基法の対象となったことにより、引っ越しをした場合は、引っ越す前の市区町村に転出届をする必要があります。住居地の届出は住基制度における新しい在留管理制度における転入届、転居届と一括して行うことが可能です。

住基制度における届出人は原則として本人であります。世帯主が代わってすることもできます。また、届出人本人が疾病等の理由で届出をすることができないときは、世帯主が代わってする義務があり、さらに代理人や使用者による届出も可能です。

(2) 地方入国管理官署での手続

①住居地以外の（変更）届出

氏名、生年月日、性別、国籍・地域の変更があった場合には、変更した日から 14 日以内に届出する義務があります。怠った場合の罰則は 20 万円以下の罰金が科されます。

②在留カードの有効期間更新申請

永住者は交付の日から 7 年後、16 歳未満の方で在留カードの有効期限が 16 歳の誕生日となっている方は、有効期間が満了する前に更新申請する義務があります。怠った場合の罰則は 1 年以下の懲役・20 万円以下の罰金が科

されます。

③在留カードの再交付申請

紛失・盗難、滅失、著しく汚損又は破損等をした場合

- a. 紛失・盗難、滅失の場合は、14日以内に届出する義務があります。怠った場合の罰則は1年以下の懲役・20万円以下の罰金が科されます。
- b. 汚損又は破損等をした場合は随時届出、再申請します。

2. 所属機関・配偶者に関する届出

① 所属機関に関する届出

「人文知識・国際業務」、「技術」等の就労資格や「留学」等の学ぶ在留資格の方は、所属機関の名称変更、所在地変更、契約終了・移籍が生じた場合は14日以内に地方入管へ出頭又は事務局への郵送により届出る義務があります。怠った場合の罰則は20万円以下の罰金が科されます。

② 配偶者に関する届出

配偶者として「家族滞在」「特定活動（ハ）」「日本人の配偶者等」及び「永住者の配偶者等」の在留資格を有する外国人が、配偶者と離婚又は死別した場合は、14日以内に地方入管への出頭又は東京局への郵送により届出る義務があります。怠った場合の罰則は20万円以下の罰金が科されます。

※ ①②のこれらの届出は、2012年7月9日の施行後に新しく在留期間の更新許可や在留資格の変更許可等を受けた際から届出の義務が生じることになります。

IV. 在留期間の伸長

新しい在留管理制度においては在留期間が最長5年になりました。

適法に在留する中長期在留者の利便性の向上を図るための措置としてこれまでの最長期間3年だったのが5年に伸長しました。この背景には法務大臣が在留管理に必要な情報を正確かつ継続的に把握することが可能になったことがあげられます。在留資格と在留期間については別表を参照してください。

V. 再入国許可制度の変更

1. みなし再入国許可制度の導入

有効な旅券と在留カードを持つ外国人が引き続き日本で在留しようとする際に、出国後1年以内（それ以前に在留期限が到来する外国人はその日まで）に再入国する意図を表明して出国する場合、原則として事前に再入国許可を受ける必要がないという制度です。ただし、みなし再入国許可により出国した外国人は、その有効期間を海外で延長することはできず、1年を超えた場合は在留資格そのものが失効することになります。

2. 再入国許可の有効期間の上限の伸長

施行日後（平成24年7月9日以降）に許可される再入国許可は、有効期間の上限が「3年」から「5年」に延長されました。

VI. 外国人登録制度の廃止

新しい在留管理制度の導入に伴い、外国人登録制度は廃止されました。しかし、「外国人登録証明書」は一定の期間「在留カード」とみなされます。

1. 「永住者」

① 16才未満の方は、2015年7月8日又は16才の誕生日のいずれか早い日まで

② 16才以上の方は2015年7月8日まで

2. 「特定活動」（特定研究活動等により在留する外国人とその配偶者）

① 16才未満の方は、在留期間の満了日、2015年7月8日又は16才の誕生日のいずれか早い日まで

② 16才以上の方は、在留期間の満了日又は2015年7月8日のいずれか早い日まで

3. 「上記1、2、以外の在留資格」

① 16才未満の方は、在留期間の満了日又は16才の誕生日のいずれか早い日まで

② 16才以上の方は、在留期間の満了日まで

VII. 情報の正確性を担保するための制度

1. 所属機関による届出

「技術」、「人文知識・国際業務」等の就労資格の中長期在留者の受入れ開始・終了した事業主等は、14日以内に地方入管へ出頭又は東京局への郵送による届出をすることになっております（雇用対策法第28条第1項の規定による届出をしなければならない事業主を除く）が、罰則はありません。中長期在留者からの届出情報と突合、分析し情報の正確性を確認することになっています（「芸術」「宗教」「報道」「技能実習」の在留資格者を除く）。

2. 事実の調査

届け出られた情報の正確性に疑いがあるときなど、また、中長期滞在在留者に関する情報の継続的な把握のために必要がある時は、法務大臣はその職員や関係人に対する出頭要求・質問等事実の調査をさせることができます（入管法第19条の19）。

3. 在留資格の取消制度

平成16年に制定された在留資格の取消事由に加え、新たに以下の事項を追加しました。

① 不正な手段により在留特別許可を受けたとき

②配偶者として「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」の在留者が、正当な理由がなく配偶者としての活動を6ヶ月以上行わないで在留していること。例えば、親権を巡って調停中の場合や日本人の配偶者が有責であることなどで争って離婚訴訟中の場合などが、正当な理由に該当します。

③正当な理由がなく住居地の届出をしていなかったり、虚偽の届出をしたこと。例えば、会社が急に倒産して住居を失った場合、長期にわたり入院したため住居地の変更を届出ることができなかった場合、DV被害者が加害者に所在を知られないようにするため住居地の変更を届出なかった場合などが、正当な理由に該当します。

4. 退去強制事由及び罰則

(1) 新たに追加された退去強制事由

- ①在留カード等の偽変造等の行為をすること
- ②虚偽届出等により懲役以上の刑に処せられたこと

(2) 新たに追加された罰則

- ①中長期在留者の各種届出に関して虚偽届出、届出義務違反
- ②他人名義の在留カードの行使等
- ③在留カードの受領・携帯・提示義務違反
- ④不法就労助長罪に関わる罰則
- ⑤在留カードの偽変造等の行為

VIII. 特別永住者制度の見直し

特別永住者については、新しい在留管理制度の対象ではありませんが、基本的に現行制度を維持しながら利便性の向上という観点から制度の見直しが行われました。外国人登録証明書の廃止に伴い、「特別永住者証明書」の交付を受け、みなし再入国制度の適用、各種届出・申請の見直しがなされています。「在留カード」と異なるのは常時携帯義務がないということです。

IX. 経過措置

外登証が在留カード又は特別永住者証明書と見なされる場合

(1) みなされる外登証を提示して、住居地の変更、自動化ゲート利用希望者、資格外活動の許可申請、就労資格証明書交付申請、在留資格変更許可申請、再入国許可申請、難民認定申請、難民旅行証明書交付申請、特別永住許可申請等を行うことができます(特例法5条)。

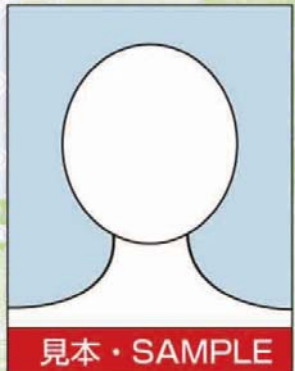
(2) みなされる外登証は受領、常時携帯、提示義務があります。ただし、特別永住者には常時携帯義務はありません。

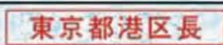
(3) みなされる外登証又は特別永住者証明書を所持していれば、みなし再入国許可の対象となります。

別表（在留資格と期間）

在留資格	在留期間
外交	法別第一の一の表の外交の項の下欄に掲げる活動（「外交活動」と称する。）を行う期間
公用	5年、3年、1年、3月、30日又は15日
教授	5年、3年、1年又は3月
芸術	5年、3年、1年又は3月
宗教	5年、3年、1年又は3月
報道	5年、3年、1年又は3月
投資・経営	5年、3年、1年又は3月
法律・会計業務	5年、3年、1年又は3月
医療	5年、3年、1年又は3月
研究	5年、3年、1年又は3月
教育	5年、3年、1年又は3月
技術	5年、3年、1年又は3月
人文知識・国際業務	5年、3年、1年又は3月
企業内転勤	5年、3年、1年又は3月
興行	3年、1年、6月、3月又は15日
技能	5年、3年、1年又は3月
技能実習	1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲）
文化活動	3年、1年、6月又は3月
短期滞在	90日若しくは30日又は15日以内の日を単位とする期間
留学	4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月 2年、1年3月、1年、6月又は3月
研修	1年、6月又は3月
家族滞在	5年、4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月 2年、1年3月、1年、6月又は3月
特定活動	一 法別表第一の五の表の下欄（イ及びロに係る部分に限る。）に掲げる活動を指定されるものにあつては、5年 二 法別表第一の五の表の下欄（ハに係る部分に限る。）に掲げる活動を指定される者にあつては、5年、4年、3年、2年、1年又は3月 三 法第七条第一項第二号の告示で定める活動を指定される者（次号に掲げる者を除く。）にあつては、5年、3年、1年、6月又は3月 四 <u>経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定若しくは経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づき保険士助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第五条に規定する看護師としての業務に従事する活動若しくはこれらの協定に基づき社会福祉士及び介護福祉士（昭和六十二年法律第三十号）第二条第二項に規定する介護福祉士として同項に規定する介護等の業務に従事する活動を指定される者にあつては、3年、1年又は6月</u> 五 一から四までに掲げる活動以外を指定される者にあつては、5年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間
永住者	無期限
日本人の配偶者等	5年、3年、1年又は6月
永住者の配偶者等	5年、3年、1年又は6月
定住者	一 法第七条第一項第二号の告示で定める地位を認められる者にあつては、5年、3年、1年又は6月 二 一に掲げる地位以外の地位を認められる者にあつては、5年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間

別表（在留カード見本）

日本国政府 GOVERNMENT OF JAPAN		在留カード RESIDENCE CARD		番号 AB12345678CD No.	
氏名 TURNER ELIZABETH NAME					
生年月日 1985年12月31日 DATE OF BIRTH		性別 女 F. SEX		国籍・地域 米国 NATIONALITY/REGION	
住居地 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号霞が関ハイツ202号 ADDRESS					
在留資格 留学 STATUS Student					
就労制限の有無 就労不可					
在留期間（満了日） PERIOD OF STAY 4年3月（2018年10月20日） (DATE OF EXPIRATION) Y M D Y M D					
許可の種類 在留期間更新許可（東京入国管理局長） 					
許可年月日 2014年06月10日 交付年月日 2014年06月10日					
このカードは 2018年10月20日まで有効 です。 PERIOD OF VALIDITY OF THIS CARD					
					 見本・SAMPLE 

住居地記載欄		
届出年月日	住居地	記載者印
2014年12月1日	東京都港区港南5丁目5番30号	
資格外活動許可欄		在留期間更新等許可申請欄
許可: 原則週 28 時間以内・風俗営業等の従事を除く		在留資格変更許可申請中

- 本稿は情報提供が目的であり、商品取引を勧誘するものではありません。
- 本稿は当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。
- 本稿に記載された内容は執筆時点でのものであり、今後予告なしに変更されることがあります。